

## 【実施要領】

# 「(仮称) 横浜都心部シェアサイクル事業」の実施に向けて民間事業者の皆さまとの「対話」(サウンディング調査)を行います。

横浜市では、横浜都心部における地域活性化、観光振興、低炭素化への寄与を目的に「横浜都心部コミュニティサイクル事業」(以下「ベイバイク」という。)を展開しています。令和5年度に事業期間が満了となることを見据え、横浜都心部におけるシェアサイクルの将来像について検討を進めてきました。

このたび、横浜市が考える将来像を具現化するため、「(仮称) 横浜都心部シェアサイクル事業実施方針(素案)」を策定しました。**本素案を基に、シェアサイクル事業者に限らず、事業に興味のある民間事業者等の皆さまと幅広く「対話」(サウンディング調査)させていただき、事業内容や公募条件の整理に役立てたいと考えていますので、ぜひご参加ください。**

## ■対話の実施

【日時】令和4年10月24日(月)～10月28日(金)(1グループ1時間程度)

【場所】横浜市庁舎内会議室(詳細日時・場所は申込後個別に調整)

【対象者】シェアサイクル事業に対して参画の意向を有する又は興味のある法人又は法人グループ

**対象1：シェアサイクルの運営事業者等、主体的に事業提案が可能な法人等**

**対象2：コンソーシアムの構成員(共同事業提案者)として提案の可能性がある法人等**

**対象3：事業に対し協力、連携の可能性がある法人等**(公募には不参加、事業協力のみ)

【対話の内容・実施方法】次のページ以降参照

(留意事項)

※対話参加の申込みが多数であった場合、対話を実施する事業者を一定の基準で選出させていただく場合があります。

※対話は、企業等の皆様からご意見をいただくものであり、今後、事業を進めるうえで、対話参加の有無により有利又は不利になることはありません。

※対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

(参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表することにより、企業等の「権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるもの」(横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項)等に該当する場合は、非公表とすることができます。公表・非公表にあたっては、事前に参加いただく法人等に内容の確認を行います。)

## ■対話に参加する場合の手続き(エントリーシート・事前ヒアリングシート等の提出)

(1) 対話参加の申込み

対話に参加される方は、**エントリーシート様式1**を作成し、提出期限までにご提出ください。

(2) 事前ヒアリングシートの提出

対話に先立ち、**事前ヒアリングシート様式2**を作成し、提出期限までにご提出ください。

なお、ヒアリングシートを補足する資料として、**提案資料**を併せてご提出ください。

(**提案資料**の提出は任意です。A3片面・1～2枚程度で作成してください。)

(3) 質問シートの提出

対話や事業の内容について質問がある場合は、**質問シート様式3**も作成し、ご提出ください。

【提出期間】エントリーシート・質問シート：令和4年8月19日(金)～10月7日(金)

事前ヒアリングシート・提案資料：令和4年8月19日(金)～10月17日(月)

【提出方法】電子メール

(お問合せ・提出先) 横浜市都市整備局都市交通課 担当：三川、賀川

電話：045-671-3512 E-mail：[tb-cycle@city.yokohama.jp](mailto:tb-cycle@city.yokohama.jp)

## 1 対話の基本事項

横浜市は、令和6年度以降の横浜都心部におけるシェアサイクルについて、事業の目的や考え方を示す「(仮称)横浜都心部シェアサイクル事業実施方針(素案)※」(以下、「素案」という。)を策定しました。

この素案では、横浜市が現在実施しているベイバイクの状況と、展開エリアである横浜都心部の概況を示すとともに、「本市が目指す横浜都心部におけるシェアサイクル」について示しています。

事業の骨格となる実施方針は、民間事業者等の方々との意見交換を通じて事業性を確認しながら定めていきますので、素案全般に対して幅広くご意見をお寄せください。なお、「2 主な対話の内容」に示す内容は、今後の参考として特に確認したい項目ですので、併せてご確認ください。

※素案に示す内容は、現時点での横浜市の考え方であり、検討中のものも含まれています。

### (1) (仮称)横浜都心部シェアサイクル事業について

横浜市では現在、横浜都心部における地域活性化、観光振興、低炭素化への寄与を目的に「横浜都心部コミュニティサイクル事業」(以下「本事業」という。)を展開しています。

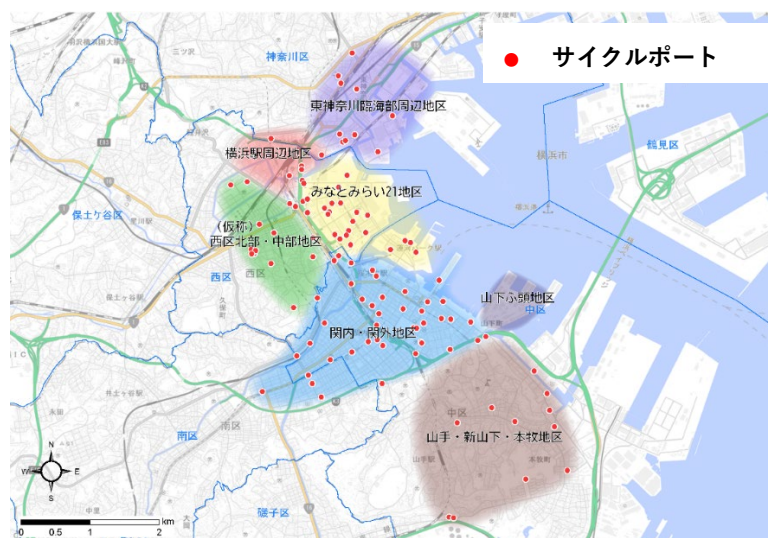
「(仮称)横浜都心部シェアサイクル事業」とは、本事業が事業期間を満了することを見据えて、現在検討を進めている「令和6年度以降の横浜都心部におけるシェアサイクル」を指しています。

本事業の概要、成果等については、「実施方針(素案)第1章(P.2~P.5)」を、横浜市が考える(仮称)横浜都心部シェアサイクル事業については、「実施方針(素案)第3章(P.11~P.14)」をご覧ください。

### (2) 横浜都心部について

本事業において「横浜都心部」とは、「横浜駅周辺地区」、「みなとみらい21地区」、「関内・関外地区」、「山下ふ頭周辺地区」、「東神奈川臨海部周辺地区」の5地区から構成される「横浜都心臨海部」を中心に、「西区北部中部地区」や「中区山手・新山下・本牧地区」を加えた本事業の展開地域を表します。

横浜都心部に関する詳しい内容は、「実施方針(素案)第2章(P.6~P.10)」をご覧ください。



図：横浜都心部コミュニティサイクル事業の展開地域

## 2 主な対話の内容（お伺いしたい内容）

素案では、「(仮称) 横浜都心部シェアサイクル事業」について、新たに、3つの事業視点（コンセプト）と、事業期間や規模、目標利用回数、提供するサービスイメージ等を設定し、公民連携及びコンソーシアム提案による新たな事業スキームで事業を推進することを示しています。

今回の対話では、事業に興味のある民間事業者等の方から幅広くご意見・ご提案を伺いたいと思います。そのため、現時点での事業参画に対する意向\*に沿って、お伺いしたい内容を定めていますので、以下の項目をご確認いただき、対話資料を作成いただきますようお願いいたします。

なお、提案できる項目のみの対話も可能ですので、詳細は、別紙ヒアリングシートをご確認ください。

### ■対象（※現時点での事業参画に対する意向）

対象1：シェアサイクルの運営事業者等、主体的に事業提案が可能な法人等

対象2：コンソーシアム構成員（共同事業提案者）として事業提案の可能性がある法人等

対象3：事業に対し協力、連携の可能性がある法人等（公募には不参加、事業協力のみ）

### ■お伺いしたい内容（対象別）

全ての参加者にお伺いしたい内容（対象1～3）
○今回の対話参加にあたり選択いただいた「事業参画の意向」（対象1～3）の理由
○素案3（1）における【視点1】「まちづくりとの連動による事業の成長」の実現に向けて、シェアサイクル事業とまちづくりが連動・連携するための可能性、アイデア（素案 P.11～P.12 参照）
○素案3（1）における【視点2】「他の交通モードとの連携による端末交通としての定着」の実現に向けて、シェアサイクル事業と公共交通が連携し、相互に利用を促進する可能性、アイデア（素案 P.11～P.12 参照）
○素案3（1）における【視点3】「横浜らしいシェアサイクルの確立」の実現に向けて、横浜らしい象徴的な交通手段となるためのアイデア（素案 P.11 参照）
○シェアサイクルの展開により蓄積された移動データの有用性と活用アイデア（素案 P.12 参照）
○素案3（3）「想定される事業スキーム」において示す『公民連携及びコンソーシアム提案による新たなスキーム』について（素案 P.14 参照）
○その他「(仮称) 横浜都心部シェアサイクル事業」に対する提案、期待すること 等
シェアサイクル運営事業者等にお伺いしたい内容（対象1のみ）
○素案1（4）「横浜都心部コミュニティサイクル事業」における主な課題の解決アイデア（素案 P.4 参照）
○シェアサイクルを運営する際の、理想的な事業規模・サービス内容や事業採算性を向上するためのアイデア等（素案 P.13 参照）

## 3 対話資料の事前提出

対話の際には、当日の進行を効率的に行うため、事前にヒアリングシート 様式2のご提出をお願いしています。令和4年10月17日（月）までに提出をお願いします。

## 4 留意事項（必ずご確認の上、お申し込みください）

### （1）参加の扱い

ア 対話への参加実績は、今後、事業を進める上で有利又は不利になることはありません。

イ 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点の想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

### （2）対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加企業等の負担とします。

### （3）追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。

### （4）実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加いただく法人等に内容の確認を行います。

ウ 参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表することにより、企業等の「権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるもの」（横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項）等に該当する場合は、非公表とすることができます。

また、公表・非公表にあたっては、事前に参加いただく法人等に内容の確認を行います。

### （5）参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体

イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

## 5 お問合せ・提出先

連 絡 先	横浜市 都市整備局 都市交通課 担当：三川 賀川
所 在 地	郵便番号 231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50-10 市庁舎 29 階
電 話	045-671-3512
E - m a i l	tb-cycle@city.yokohama.jp